**平成２８年（フ）第７４号**
青森市東造道３丁目５番11号　メイユールヤマタケＣ―101
債務者　玉野　光夫
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第７５号**
青森市東造道３丁目５番11号　メイユールヤマタケＣ―101
債務者　玉野　千枝
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第９４号**
青森市桂木２丁目10番地８
債務者　上田　智子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第８５号**
青森県弘前市大字外崎５丁目５番地５　柳田住宅Ｅ号、旧住所青森県弘前市大字南大町１丁目２番地13
債務者　鷲尾フサヱ
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第１８６号**
神奈川県平塚市中原３丁目19番28号
債務者　清水　浩一
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２９２号**
神奈川県伊勢原市石田861番地の１　テレパレス伊勢原２号棟402号
債務者　高田　雅貴（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３５９号**
神奈川県厚木市王子３丁目２番４―309号
債務者　飯田　幸子（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第８５５号**
愛知県小牧市城山１丁目６番地１　コンフォール城山２号棟302号
債務者　藤川　利恵（旧姓森田・中山）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７８６号**
愛知県小牧市中央５丁目10番地　パークサイド花水木701号
債務者　石原　静香（旧姓人見）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１６８号**
仙台市青葉区栗生３丁目３番地の４　ハウス栗生201
債務者　奥田　良成
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第３５７号**
宮城県宮城郡利府町加瀬字町56番地　シャーメゾン・ピア101号室、従前の住所宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢91番地１　ＮＣノナカⅠ―103
債務者　杉山絵梨香
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第３３号**
長野県須坂市墨坂１丁目６番29号　フレグランス八幡Ｍ棟102号
債務者　阿部　誠二
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第９７号**
長野市篠ノ井塩崎4311番地４
債務者　大石真由美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１３３号**
滋賀県湖南市下田1351番地　グランマ甲西Ｂ103
債務者　江田　一貴
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１４６号**
大津市羽栗１丁目12番13号
債務者　松本　昌子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１５２号**
大津市柳川１丁目21番２号
債務者　原口　和夫
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１９２号**
兵庫県姫路市北条口５丁目40番地、従前の住所福岡県北九州市八幡西区星ヶ岡１丁目５番６号
債務者　一柳　紀子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部